

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIホールディングス株式会社
代表取締役社長 北尾 吉孝

開催通知

第24期 定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。なお、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第24期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお本継続会は、2022年6月29日開催の第24期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第24期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

- | | | |
|----------|------|---|
| 1 | 日 時 | 2022年7月27日（水曜日）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー22階 当社会議室 |
| 3 | 目的事項 | 1. 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期計算書類報告の件 |

報告事項

以 上

※新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ

- ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ご無理に来場なさらずとも、ご自宅で株主総会の模様をご覧いただけるように、インターネットライブ配信を行います。
- 会場入り口にて、サーモグラフィー等による検温の実施やマスクの着用をお願いする場合がございます。
- 入場は先着順とし、会場にご入場いただける人数を制限させていただく場合がございます。

本継続会は報告事項についてのご報告のみのため、株主様の利便性を考慮し、インターネットライブ配信を実施いたします。新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、本継続会当日のご来場をお控えいただき、インターネットライブ配信でのご視聴を強く推奨申しあげます。

お土産の配布および経営近況報告会の開催はございません。

事業報告

計算書類

監査報告書

◎本継続会開催ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本継続会開催ご通知の添付書類には記載しておりません。

従いまして、本継続会開催ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>



SBIグループは世界経済や
マーケットの状況を踏まえ
臨機応変に経営戦略を遂行し
持続的成長を実現していきます。

SBIホールディングス株式会社
代表取締役社長 (CEO)

北尾 吉孝



1 当企業グループの現況

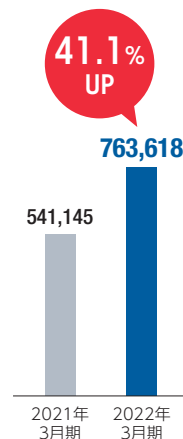
1. 当連結会計年度の事業の現況

(1) 事業の経過及びその成果

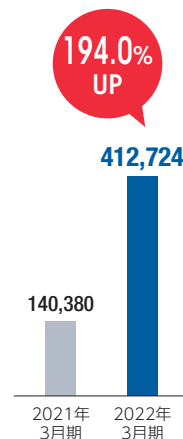
当連結会計年度（2021年4月～2022年3月）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が促進され、感染者数の減少傾向が見られたことから、景気は回復基調に向かいました。一方で、ウクライナ情勢に起因する原材料価格の高騰や、国内外の金融政策に伴う為替変動が企業の収益力に大きな影響を及ぼす可能性が懸念されており、2022年3月末の日経平均株価は2021年3月末と比較し4.7%下落しました。

このような経済環境下において、当社の当期における連結業績は収益（売上高）が前期比41.1%増の7,636億円、税引前利益は同194.0%増の4,127億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同352.4%増の3,669億円となり、各項目で創業以来の過去最高を更新しました。

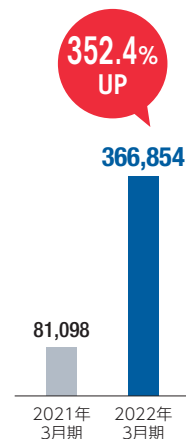
収益
(百万円)



税引前利益
(百万円)



親会社の所有者
に帰属する
当期利益(百万円)



なお、新生銀行の連結子会社化に伴い生じた負ののれん発生益等や2022年1～3月分の新生銀行の連結業績を除いた当期の連結業績（参考値）については、収益（売上高）が前期比29.1%増の6,987億円、税引前利益は同42.6%増の2,001億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同60.5%増の1,301億円となりました。

事業別では、金融サービス事業は、当第3四半期より新生銀行を当セグメントに含め負ののれん発生益2,638億円を計上したこと等により収益、税引前利益ともに過去最高を更新しました。アセットマネジメント事業も、投資先未上場銘柄における評価益及び売却益が寄与したほか、韓国のSBI貯蓄銀行も過去最高の通期業績を達成したことから、収益、税引前利益ともに過去最高を更新しています。バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業は、持分法適用関連会社であるメディカル・データ・ビジョンの株価下落に伴い、約94億円の評価損を計上したことが要因となり、前期比で税引前損失が32億円拡大しました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当について、当社の当連結会計年度までの配当政策の基本方針として、年間配当金について最低配当金額として1株当たり10円の配当を実施することとし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し、さらなる利益還元が可能と判断した場合には、その都度引き上げることを目指すとしていました。なお、配当金総額に自己株式取得を加えた総還元額の水準について、親会社の所有者に帰属する当期利益の40%を下限として株主還元を実施するこ

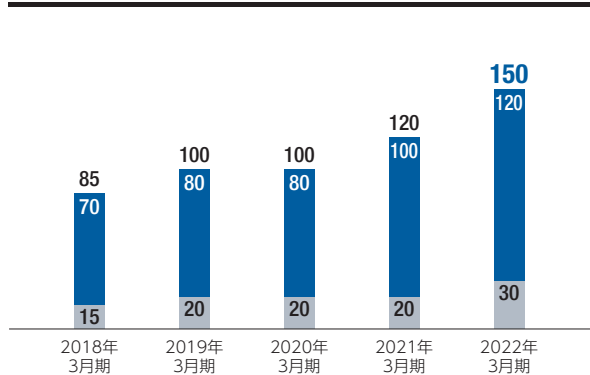
とを謳っていましたが、キャッシュ・フローを伴わない営業投資有価証券の公正価値評価損益の総額が当社連結税引前利益に占める水準によっては、当社連結税引前利益より公正価値評価損益の総額を控除する等の調整を実施した上で還元額を決定することとしていました。

上記の基本方針と当連結会計年度の連結業績を踏まえ、当連結会計年度においては1株当たり30円の間配当を実施したのに加え、1株当たりの期末普通配当金を前期よりも20円増配となる120円としました。この結果、当連結会計年度の年間配当金合計は1株当たり150円となります。

なお、2023年3月期には事業セグメント区分の変更を予定しています^(※)。そのため、来期以降の総還元額の水準については、当面の間は事業セグメント区分変更後の金融サービス事業において定常的に生じる税引前利益の30%程度を目安として総還元額を決定することとします。

(※)詳細は8ページをご参照ください。

1株当たりの配当金の推移 (円) ■ 期末 ■ 中間



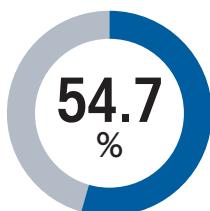
(注) 2019年3月期の1株当たりの期末配当金には、創立20周年記念配当5円が含まれています。

(3) 各事業セグメントの概況

金融サービス事業



収益構成比率*



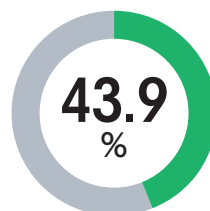
グループ最大の収益源であるSBI証券では、オンラインでの国内株式取引の売買手数料引き下げ等の施策の段階的推進により、委託手数料収入が減少したものの、引受・募集・売出手数料や金融収益等が伸長した結果、営業利益は過去最高を更新しました。新生銀行の連結子会社化に伴い、第3四半期に負ののれん発生益等として2,020億円を計上し、第4四半期からは同行の期間損益の取り込みを開始しています。また、持分法適用関連会社の住信SBIネット銀行も業容が順調に拡大し、経常利益は過去最高を更新しています。SBIインシュアランスグループでは保有契約件数が堅調に増加し、各項目で過去最高を達成しました。

その結果、当期の金融サービス事業の業績は、収益が前期比26.1%増の3,962億円、税引前利益は同227.5%増の2,829億円となり、過去最高となりました。

アセットマネジメント事業



収益構成比率*



IFRSに基づく保有銘柄の各期末における公正価値の変動による損益及び売却損益は、未上場銘柄において多額の評価益を計上したことが寄与し、過去最高を更新しました。また、韓国のSBI貯蓄銀行も、正常債権が順調に拡大し債権全体の延滞率も1.4%と過去最低水準となったことで過去最高の通期業績を達成し、安定的な利益源として貢献しています。

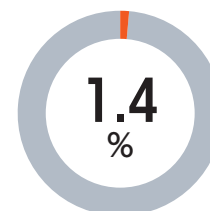
その結果、当期のアセットマネジメント事業の収益は前期比54.4%増の3,178億円、税引前利益は同97.1%増の1,660億円となり、過去最高となりました。

当企業グループは、社会課題であるDX関連を中心とした幅広い産業における革新的技術・サービスを有するベンチャー企業への投資など、今後も時代のニーズに即した事業領域への投資を拡大していきます。

バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業



収益構成比率*



機能性表示食品や健康食品などで5-アミノレブリン酸 (5-ALA) 配合の商品ラインナップを拡充するSBIアラプロモでは、コロナ禍における健康志向の高まりを受けて過去最高の売り上げを達成しました。また、SBIバイオテックは当期中に2本のパイプラインでマイルストーンを達成したことにより、マイルストーン収入を計上し通期黒字化を達成しています。一方で、持分法適用関連会社であるメディカル・データ・ビジョンの株価下落に伴い、同社株式の評価損約94億円を計上しました。

その結果、当期のバイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業の業績は、収益が前期比76.3%増の99億円、税引前利益は118億円の損失（前期は86億円の損失）となりました。

なお、米国クオーク社については、2022年2月に全株式の売却が完了しています。

* セグメント別の収益構成比率は、金融サービス事業・アセットマネジメント事業・バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業の収益合計に対する構成比率を記載しています。

2. 対処すべき課題

当企業グループは、1999年の創業以来、日本国内においてインターネットをメインチャネルとし、証券・銀行・保険をコア事業とする金融サービス事業において企業生態系の構築を進めてきました。この企業生態系は2016年に完成し、世界的に見ても極めてユニークな総合金融グループが誕生しました。また、創業以来、国内外において次世代の成長産業への注力投資やアジア地域を中心とした成長著しい国々への投資を積極的に行い、ベンチャー企業等の育成にも取り組んできました。

近年、金融業界だけでなく様々な業界において、AIやブロックチェーン・分散型台帳技術(DLT)を中心にそれらと親和性の高いビッグデータ、IoT、ロボティ

クス等の先進技術の導入が急速に進んでいます。そうした中、今後も引き続きこれらの先進技術における有望な企業への投資や提携を積極的に進めると共に、当企業グループの各金融サービスでこれらの先進技術を活用した新サービスの開発や新たな金融ビジネスの創造に向けた取り組みを強化し、競争力を高めて他社との差別化を図ることが重要であると考えています。

また、当企業グループでは、望ましい組織の将来像を具体的に示しその実現を目指すビジョンとして2021年4月に中期ビジョンを策定しています。

SBIグループの中期ビジョン (2021年4月から3~5年)

- 既存事業・新規事業^(※)ともにグループ内企業やアライアンスパートナーとのシナジーを徹底追求することで、本期間中に**連結税引前利益3,000億円超**の達成を目指す。このとき、**新規事業の税引前利益の総額が連結税引前利益に占める割合が20%程度**となるよう、新規事業の育成を図る
(※) 新規事業とは暗号資産関連やブロックチェーン等の革新的技術を活用した事業や2018年4月以降にM&Aによりグループ入りした事業
- グループ各事業においてオーガニック・グロースを図るだけでなく、M&A等も活用した成長を目指しており、**ROEは10%以上の水準**を恒常的に維持することを目指す

2022年3月期においては、新生銀行グループの連結子会社化に伴う一時的な影響として2,000億円以上の貢献があったため、連結税引前利益は4,000億円を超えています。本中期ビジョンを持続的に達成するべく、事業モデルの転換を推進しながら、2~3年後を見据えて金融・非金融分野においてそれぞれ新たに重点戦略を立て、様々な施策を実行していきます。

2023年3月期の事業展望

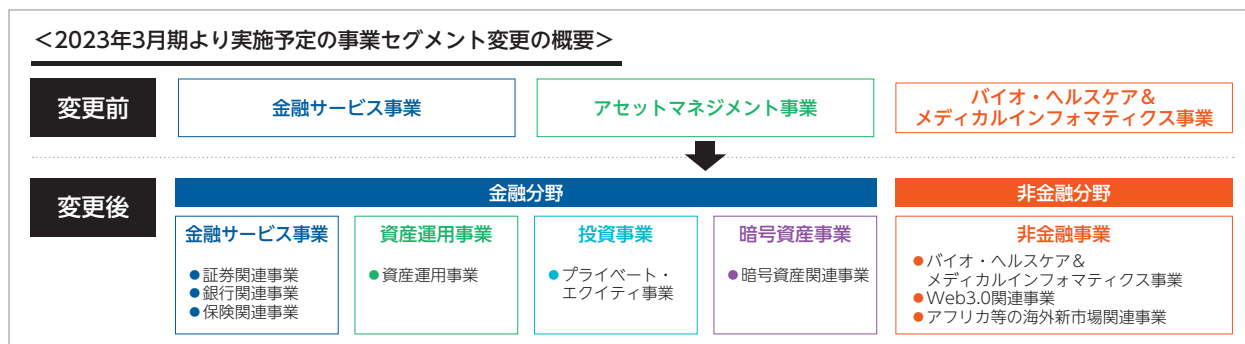
当企業グループは金利動向や地政学的なリスク等、世界経済・マーケットの状況を踏まえて臨機応変に経営戦略を遂行し、より持続的かつ安定的な成長が期待できる事業モデルへの転換を図っています。

例えば、日本においても近い将来にゼロ金利政策が転換されることを見込んでデットビジネスの比重拡大に取り組んでおり、当企業グループと相互補完関係にある新生銀行グループの経営資源を有機的に結合して

シナジー効果を発揮し、地方創生の領域では地域金融機関も巻き込んだ三位一体の「トライアングル戦略」を推進するなど、銀行分野及びノンバンク分野に経営資源を傾斜配分し、持続的な収益力強化を図ろうとしています。証券事業においては、商品・サービスの多様化や事業領域の多角化、M&A戦略の推進等により収益源の多様化を図っており、この取り組みをさらに押し進めることで、オンライン取引による国内株式の委託売買手数料への依存度（2022年3月期の営業収益に占める当該収益の比率：13.2%）を引き下げ、遅くとも2024年3月期上半期中にオンライン取引による国内株式の委託売買手数料等の無料化を行うネオ証券化の実現を目指しています。また、ネオ証券化の実現によって見込まれる口座数の飛躍的増加に対応できるようシステムの高度化・効率化も図っていきます。加えて、日本等の成熟市場において低金利で調達した資金を、東南アジアをはじめとした高金利の高成長国へ投融資することで、経済発展段階の違いを利用したアービト

ラージを行い、新たな収益機会を創出するべく、海外での事業展開をより一層加速化します。

なお当企業グループは3つの事業セグメントを設けていましたが、株式市場などのマーケット環境が各事業セグメント内の特定事業に大きな影響を齎していたことや、今後Web3.0関連等の非金融分野の事業が拡大すると想定される中でその所属が不明瞭になるなどの問題が顕在化したことから、2023年3月期より事業セグメントの変更を管理会計上実施する予定です。変更後は、マーケット環境の影響を受けやすいセグメントと受けにくいセグメントが明確になり、より機動的な経営判断を行うことが可能となるほか、金融サービス事業が安定的なキャッシュフローを生み出すセグメントとして明確になることで、配当等の株主還元施策を見通し易くなります。またWeb3.0や海外の新市場での事業展開等といった、当企業グループの先進的な取り組み状況の明確化も期待されます。



2~3年後を見据えた重点戦略と施策

当企業グループは「金融を核に金融を超える」ことをキーワードとして、金融・非金融それぞれの分野において必達であるものを「Must」、規制や制度改革を

見据えつつグループとして達成を目指すものを「Want」という2つの視点でカテゴライズした新たな重点戦略を立て、その達成に向けて様々な施策を実行します。

金融 「Must」 とする重点戦略

1. 資本業務提携先の地域金融機関10行の達成と本格的な質的転換を目指した取り組みの完遂
2. SBIグループ全体の運用資産残高を10兆円超の水準とする目標の達成

金融 「Want」 とする重点戦略

3. ネオ証券化の実現による顧客基盤の飛躍的拡大を背景に、証券業界の再編を主導し、業界地位の向上および証券市場や商品・サービスの高度化に貢献する
4. 個人金融資産の「現金・預金」比率の50%→30%への引き下げに寄与するべく「貯蓄から資産形成へ」を推進する施策を強化
5. 保険事業において国内外での買収等を通じた事業規模の大幅な拡大を目指す
6. 資本効率の高いノンバンク事業を集約し、将来的に「SBIノンバンクホールディングス」を設立
7. SBIグループは一丸となり、大阪の戦略特区を後押しし、国際金融センター構想を支援

非金融 「Must」 とする重点戦略

8. デジタルスペース時代の先駆者としての知名度獲得に向けたブランディングの展開

非金融 「Want」 とする重点戦略

9. SBIグループは先端技術やリソースを保有する投資先・提携先企業と協同で、日本の国家戦略に合致する環境・エネルギー等の様々な事業を展開
10. プラットフォーム事業、とりわけメタバースを含むWeb3.0における制度やインフラ構築に貢献

最後に、当企業グループ全体を通じた課題としましては、急速に拡大した事業を支える優秀な人材の確保と社員の能力開発を通じて人的資源の継続的な向上を図ることがますます重要となっています。そのため、人種、国籍、性別等に関わらず当企業グループの経営理念に共感し即戦力となる優秀な人材の採用活動のさらなる強化と共に、独自の企業文化を育み、継承する人的資源の確保として新卒採用を継続して実施しています。2006年4月から採用を進めてきました新卒採用者は、急速に拡大する当企業グループの未来を担う幹

部候補生として、既に各々重要なポジションで活躍しています。なお、2022年4月からは新卒初任給及び入社3年目までの給与テーブルの大幅な引き上げを実施し、6月には役職員全員にグループ連結業績を反映させた報酬制度を導入しています。また、SBI大学院大学の活用による人材教育の拡充やM&A等を通じた優秀な即戦力人材の獲得も併せて促進していきます。これらの取り組みを通じて人材価値の向上を図り、当企業グループの持続的な成長と発展に繋げていきます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は39,981百万円となりました。

これは主に、金融サービス事業において、顧客数増加による注文件数の増加に円滑に対応すると共に、より幅広いサービスを顧客に提供するため、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心に、31,113百万円の設備投資を実施したことによるものであります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は2021年5月及び2021年7月にMTNプログラムに基づく無担保社債（2年債）を総額70,000百万円発行した他、2021年7月に第25回無担保社債（3年債）40,000百万円及び第26回無担保社債（5年債）40,000百万円、2021年12月に第27回無担保社債（3年債）70,000百万円及び第28回無担保社債（5年債）50,000百万円を発行いたしました。

また、当社の子会社である株式会社SBI証券は、2021年6月に三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする劣後特約付シンジケートローンにより総額48,000百万円の借入を行っております。

5. 当企業グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期 (当連結会計年度)
	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
収 益 (百万円)	351,411	368,055	541,145	763,618
税 引 前 利 益 (百万円)	83,037	65,819	140,380	412,724
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	52,548	37,487	81,098	366,854
基本的1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	231.43	163.18	339.78	1,498.55
資 産 合 計 (百万円)	5,034,124	5,513,227	7,208,572	17,838,200
資 本 合 計 (百万円)	562,557	593,699	717,095	1,583,258
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,000.82	1,955.91	2,297.87	3,770.84

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

セグメント区分	名 称	議決権の所有割合 (%) (注)1
金 融 サ ー ビ ス 事 業	S B I ファイナンシャルサービシーズ(株)	100.0
	(株)S B I 証券	100.0 (100.0)
	S B I リクイディティ・マーケット(株)	100.0 (100.0)
	S B I F X トレード(株)	100.0 (100.0)
	S B I マネープラザ(株)	66.6 (66.6)
	S B I インシュアランスグループ(株)	68.9
	S B I 生命保険(株)	100.0 (100.0)
	S B I 損害保険(株)	99.2 (99.2)
	SBI FinTech Solutions(株)	77.5
	S B I エステートファイナンス(株)	100.0 (100.0)
	(株)新生銀行	48.6 (48.6)
	昭和リース(株)	100.0 (100.0)
	(株)アプラス	100.0 (100.0)
	新生フィナンシャル(株)	100.0 (100.0)

セグメント区分	名 称	議決権の所有割合 (%) (注) 1
アセ ット マ ネ ジ メ ン ト 事 業	SBIキャピタルマネジメント(株)	100.0
	SBIインベストメント(株)	100.0 (100.0)
	SBIグローバルアセットマネジメント(株)	100.0
	モーニングスター(株)	41.5 (41.5)
	SBIアセットマネジメント(株)	100.0 (100.0)
	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	100.0
	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	100.0
	(株)SBI貯蓄銀行	99.5 (99.5)
	SBI地銀ホールディングス(株)	100.0
バイオ・ヘルスケア&メ ディカルインフォマティクス 事業	SBI ALPharma Co., Limited	97.0 (97.0)
	SBIファーマ(株)	100.0 (100.0)
	SBIアラプロモ(株)	100.0 (100.0)
	SBIバイオテック(株)	95.7 (1.1)

- (注) 1. 「議決権の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 前年度まで「アセットマネジメント事業」に含めていたSBIエステートファイナンス(株)については、当連結会計年度より「金融サービス事業」に含めております。
3. 当連結会計年度より、SBI地銀ホールディングス(株)を重要な子会社に加えしました。
4. 当社は、当社の完全子会社であるSBI地銀ホールディングス(株)が(株)新生銀行の普通株式56,922,199株を公開買付けで取得したことにより、当社及びSBI地銀ホールディングス(株)が有する議決権比率が47.8%となり、(株)新生銀行を当社の連結子会社とするに足る議決権比率を有すると判断することができたことから、2021年12月17日をもって、(株)新生銀行を子会社化いたしました。また、これに伴い、当連結会計年度より、(株)新生銀行及び(株)新生銀行の子会社である昭和リース(株)、(株)アプラス及び新生フィナンシャル(株)を重要な子会社に加えしました。

②特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

7. 当企業グループの主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業グループは、証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、国内外のIT、フィンテック、ブロックチェーン、金融及びバイオ関連のベンチャー企業等への投資や、海外における金融サービス事業及び資産運用に関連するサービスの提供等を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品、健康食品及び化粧品等の開発・販売や、メディカルインフォマティクス事業を行う「バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業」を主要な事業内容としております。

8. 当企業グループの主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

- (1) 国内
東京都 : 当社及び国内の主要な子会社の本店
- (2) 海外
香港 : SBI Hong Kong Holdings Co., Limited
シンガポール : SBI VEN CAPITAL PTE. LTD.
上海 : 思佰益(中国)投資有限公司

9. 当企業グループの使用人の状況 (2022年3月31日現在)

セグメント区分	使用人数
金融サービス事業	14,211名
アセットマネジメント事業	2,817
バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業	133
その他	179
全社(共通)	156
合 計	17,496

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、事業セグメントに関連付けて記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人は、当社の管理部門等に所属しているものであります。
3. 使用人数が、前期末に比べ8,287名増加しておりますが、主な要因は新生銀行グループの連結子会社化(増員数の約93%)、金融サービス事業の増員によるものであります。

10. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)みずほ銀行	157,215百万円
(株)みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン	55,000百万円

(注) コールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 当社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 341,690,000株
 (2) 発行済株式の総数 245,220,890株(うち自己株式22,486株を含む)
 (3) 株主数 134,576名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,466,500	17.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	14,866,028	6.1
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	12,881,498	5.3
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 5 1	10,772,536	4.4
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 2	7,117,095	2.9
北尾 吉孝	4,007,960	1.6
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	3,923,117	1.6
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	3,576,131	1.5
J P モルガン証券株式会社	3,280,615	1.3
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	3,131,186	1.3

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	137,800株	1名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(7) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使及び譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により発行済株式の総数は581,500株増加しております。また、2022年7月11日を払込期日とする第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の総数は、27,000,000株増加予定です。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	北 尾 吉 孝	SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員会長兼社長 (株)SBI証券代表取締役会長 SBIファーマ(株)代表取締役執行役員社長 SBIリクイディティ・マーケット(株)取締役会長 モーニングスター(株)取締役 ジャパンネクスト証券(株)取締役 地方創生パートナーズ(株)代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)取締役会長 SBIキャピタルマネジメント(株)代表取締役社長 SBIデジタルアセットホールディングス(株)代表取締役会長 SBIグローバルアセットマネジメント(株)代表取締役社長 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited代表取締役 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.取締役 SBI ALApharma Co., Limited取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	高 村 正 人	(株)SBI証券代表取締役社長 マネータップ(株)取締役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 レオス・キャピタルワークス(株)取締役 (株)THEグローバル社取締役 (株)アスコット社外取締役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)代表取締役社長 (株)ALBERT社外取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	中 川 隆	SBI Investment KOREA Co., Ltd.取締役 SBIウェルネスバンク(株)代表取締役社長

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
専 務 取 締 役	森 田 俊 平	SBIアートオークション(株)代表取締役 SBIインキュベーション(株)代表取締役 SBIポイント(株)代表取締役 SBI EVERSPIN(株)代表取締役 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役 SBIビジネス・ソリューションズ(株)取締役 SBIセキュリティ・ソリューションズ(株)取締役 SBI Crypto(株)取締役 (株)島根銀行 取締役 SBIグローバルアセットマネジメント(株)取締役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)取締役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)取締役 SBINFT(株)取締役 (株)SBI貯蓄銀行取締役
取 締 役	山 田 真 幸	当社法務コンプライアンス部長 SBIグローバルアセットマネジメント(株)監査役 SBI Ventures Two(株)取締役 SBIインキュベーション(株)取締役 SBIキャピタル(株)取締役 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役
取 締 役	日 下 部 聡 恵	(株)SBI証券常務取締役 ジャパンネクスト証券(株)取締役 SBI VCトレード(株)取締役

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	吉 田 正 樹	(株)吉田正樹事務所代表取締役 (株)ワタナベエンターテインメント代表取締役会長 ビスケット・エンターテインメント(株)代表取締役会長 (株)マニア・マニア取締役 一般財団法人渡辺音楽文化フォーラム評議員議長
取	締	役	佐 藤 輝 英	BEENEXT PTE. LTD.ディレクター Sen Do Technology Joint Stock Companyディレクター BEENEXT CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.ディレクター
取	締	役	竹 中 平 蔵	(株)パソナグループ取締役会長 オリックス(株)社外取締役 (株)MAYA SYSTEM社外取締役 (株)サイカ取締役 アカデミーヒルズ理事長 慶應義塾大学名誉教授
取	締	役	鈴 木 康 弘	(株)デジタルシフトウェブ代表取締役社長 一般社団法人日本オムニチャンネル協会会長 情報経営イノベーション専門職大学客員教授
取	締	役	伊 藤 博	SBIインシュアランスグループ(株)顧問 一般社団法人東京アメリカンクラブ 財務委員会委員
取	締	役	竹 内 香 苗	フリーアナウンサー
取	締	役	福 田 淳 一	SBI大学院大学 委託講師 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 特別顧問
取	締	役	末 松 広 行	東京農業大学 農生命科学研究所 教授 TREホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) (株)ネクシィーズグループ社外取締役 (監査等委員)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	藤 井 厚 司	SBIインベストメント(株)監査役 (株)SBI証券監査役 SBIファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 SBIキャピタルマネジメント(株)監査役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)監査役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)監査役
常 勤 監 査 役	市 川 亨	SBIファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 SBIキャピタルマネジメント(株)監査役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)監査役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 (株)島根銀行社外監査役 SBI地銀ホールディングス(株)監査役
監 査 役	多 田 稔	(株)SBI証券監査役 (株)SBIネオモバイル証券監査役
監 査 役	関 口 泰 央	(株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役

- (注) 1. 取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役市川亨氏及び監査役関口泰央氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役藤井厚司氏は公認会計士、監査役関口泰央氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年6月29日開催の第23期定時株主総会で新たに選任され就任した取締役は、福田淳一氏及び末松広行氏であります。
5. 当社は、取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、常勤監査役市川亨氏及び監査役関口泰央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。その対象者は、当社及び当社子会社の役員、会計参与、執行役員及び管理職従業員であります。当社取締役を含む被保険者の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されません。
8. 2022年2月7日をもって、代表取締役副社長川島克哉氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、SBIインベストメント(株)代表取締役執行役員社長、(株)SBI証券取締役、(株)SBI貯蓄銀行取締役、SBI地域事業承継投資(株)代表取締役社長、マネータップ(株)代表取締役社長、(株)新生銀行顧問であります。
9. 2022年6月24日をもって、取締役吉田正樹氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定に関するプロセスの公正性及び透明性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役で構成される経営諮問委員会を設置しております。役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営諮問委員会の答申を経た上で、取締役会が決定いたします。当事業年度における取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営諮問委員会からの報告・答申を踏まえて取締役会が決定しております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成されており、経営諮問委員会の答申を経た上で、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。

基本報酬は、月例の金銭報酬とし、次に掲げる事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定めるものとします。

- ・従業員給与の最高額
- ・過去の同順位の役員の支給実績
- ・当社の業績見込み
- ・取締役の報酬の世間相場
- ・当社の業績等への貢献度
- ・就任の事情
- ・その他

賞与は原則として年1回、譲渡制限付株式報酬は取締役在任中に適時支給するものとし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。従って、特に定量的な目標設定は行っておりません。

また、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定するものとします。

監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の支給額を決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基本報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	1,265百万円 (97)	875百万円 (97)	390百万円 (-)	15名 (7)
監査役 (うち社外監査役)	27 (14)	27 (14)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	1,292 (111)	902 (111)	389 (-)	18 (9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役1名については無報酬であります。
3. 表中には当事業年度中に退任した役員等の報酬等も含まれております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度の交付状況は、「2 当社の現況 1. 株式の状況 (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額1,500百万円以内（2000年11月13日開催の第2回定時株主総会決議。同株主総会終結直後の取締役は8名。）、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内（2000年11月13日開催の第2回定時株主総会決議。同株主総会終結直後の監査役は3名。）であります。また、上記とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その限度額は年額500百万円以内（2019年6月27日開催の第21期定時株主総会決議。同株主総会終結直後の取締役（社外取締役を除く。）は8名。）であります。なお、定款に定める取締役の員数は22名以内、監査役の員数は3名以上であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長北尾吉孝に対し、各取締役の固定報酬である基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の会社業績等に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長北尾吉孝が適していると判断したためであります。また、当該報酬の額は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される経営諮問委員会の答申を経たうえで決定されており、取締役会としては、その内容は取締役会で決定された方針に沿うものと判断しております。
- ③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係 (2022年3月31日現在)

地	位	氏	名	重	要	な	兼	職	先
取	締	役	佐	藤	輝	英			BEENEXT PTE. LTD.ディレクター Sen Do Technology Joint Stock Companyディレクター BEENEXT CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.ディレクター
取	締	役	竹	中	平	蔵			(株)パソナグループ取締役会長 オリックス(株)社外取締役 (株)MAYA SYSTEM社外取締役 (株)サイカ取締役 アカデミーヒルズ理事長 慶應義塾大学名誉教授
取	締	役	鈴	木	康	弘			(株)デジタルシフトウェア代表取締役社長 一般社団法人日本オムニチャンネル協会会長 情報経営イノベーション専門職大学客員教授
取	締	役	伊	藤		博			SBIインシュアランスグループ(株)顧問 一般社団法人東京アメリカンクラブ 財務委員会委員
取	締	役	竹	内	香	苗			フリーアナウンサー
取	締	役	福	田	淳	一			SBI大学院大学 委託講師 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 特別顧問
取	締	役	末	松	広	行			東京農業大学 農生命科学研究所 教授 TREホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) (株)ネクシイズグループ社外取締役 (監査等委員)
監	査	役	市	川		亨			SBIファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 SBIキャピタルマネジメント(株)監査役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)監査役 SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)監査役 (株)島根銀行社外監査役 SBI地銀ホールディングス(株)監査役
監	査	役	関	口	泰	央			(株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役

- (注) 1. SBIインシュアランスグループ(株)、SBIファイナンシャルサービシーズ(株)、SBIキャピタルマネジメント(株)、SBIデジタルアセットホールディングス(株)、SBIネオファイナンシャルサービシーズ(株)及びSBI地銀ホールディングス(株)は、当社の子会社であります。
2. その他の兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 佐藤輝英	13回中13回	100%	—	—
取締役 竹中平蔵	13回中13回	100%	—	—
取締役 鈴木康弘	13回中13回	100%	—	—
取締役 伊藤博	13回中13回	100%	—	—
取締役 竹内香苗	13回中13回	100%	—	—
取締役 福田淳一	11回中11回	100%	—	—
取締役 末松広行	11回中11回	100%	—	—
監査役 市川亨	13回中13回	100%	15回中15回	100%
監査役 関口泰央	13回中13回	100%	15回中15回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏は、出席した取締役会において、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べ、これまでの経験に基づく助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外監査役市川亨氏は、金融分野における豊富な経験と幅広い見識から、また社外監査役関口泰央氏は、公認会計士及び税理士としての経験に基づく専門の見地から、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役佐藤輝英氏、竹中平蔵氏、鈴木康弘氏、伊藤博氏、竹内香苗氏、福田淳一氏及び末松広行氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当社は社外監査役市川亨氏及び関口泰央氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
現金及び現金同等物	2,499,370	社債及び借入金	3,364,860
営業債権及びその他の債権	8,399,588	営業債務及びその他の債務	487,846
証券業関連資産		証券業関連負債	
預託金	2,361,620	信用取引負債	254,345
信用取引資産	929,730	有価証券担保借入金	599,159
その他の証券業関連資産	615,967	顧客からの預り金	1,375,599
証券業関連資産計	3,907,317	受入保証金	997,678
その他の金融資産	471,607	その他の証券業関連負債	449,551
営業投資有価証券	607,802	証券業関連負債計	3,676,332
その他の投資有価証券	1,076,780	顧客預金	7,673,324
(内、担保差入金融商品)	247,299	保険契約負債	155,216
持分法で会計処理されている投資	129,141	未払法人所得税	13,351
投資不動産	34,868	その他の金融負債	538,512
有形固定資産	123,737	その他の負債	287,577
無形資産	293,086	繰延税金負債	57,924
その他の資産	277,016	負債合計	16,254,942
繰延税金資産	17,888	資 本	
		資本金	99,312
		資本剰余金	151,390
		自己株式	△62
		その他の資本の構成要素	42,865
		利益剰余金	631,098
		親会社の所有者に帰属する持分合計	924,603
		非支配持分	658,655
		資本合計	1,583,258
資産合計	17,838,200	負債・資本合計	17,838,200

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
収 益		763,618
(内 、 受 取 利 息)	209,419	
費 用		
金融収益に係る金融費用	△33,603	
信用損失引当金繰入	△99,489	
売上原価	△221,822	
販売費及び一般管理費	△229,834	
その他の金融費用	△8,555	
その他の費用	△28,260	△621,563
負ののれん発生益		263,847
持分法による投資利益		6,822
税引前利益		412,724
法人所得税費用		△57,000
当期利益		355,724
(当期利益の帰属)		
親会社の所有者		366,854
非支配持分		△11,130

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	347,180	流動負債	282,002
現金及び預金	74,459	短期借入金	113,200
売掛金	1,216	1年内償還予定の社債	110,000
営業投資有価証券	72,032	1年内返済予定の長期借入金	50,523
貯蔵品	66	未払金	5,452
前払費用	921	未払費用	1,874
営業貸付金	7,766	未払法人税等	41
短期貸付金	210,067	預り金	48
その他	11,671	賞与引当金	258
貸倒引当金	△31,018	役員賞与引当金	606
固定資産	930,473	固定負債	609,514
有形固定資産	627	社債	535,751
建物	460	長期借入金	56,500
構築物	8	繰延税金負債	9,778
車両運搬具	11	資産除去債務	145
器具備品	148	長期預り金	7,340
無形固定資産	2,499	負債合計	891,516
特許権	363	(純資産の部)	
商標権	1	株主資本	378,169
ソフトウェア	2,130	資本金	99,312
電話加入権	5	資本剰余金	241,441
投資その他の資産	927,347	資本準備金	144,424
投資有価証券	632	その他資本剰余金	97,017
関係会社株式	900,962	利益剰余金	37,478
その他の関係会社有価証券	17,762	その他利益剰余金	37,478
関係会社社債	1,900	繰越利益剰余金	37,478
敷金及び保証金	2,538	自己株式	△62
その他	4,165	評価・換算差額等	7,128
貸倒引当金	△612	その他有価証券評価差額金	7,128
繰延資産	1,101	新株予約権	1,941
社債発行費	1,101	純資産合計	387,238
資産合計	1,278,754	負債・純資産合計	1,278,754

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		77,081
売上原価		16,911
売上総利益		60,170
販売費及び一般管理費		9,944
営業利益		50,226
営業外収益		
受取利息	2,774	
その他	379	3,153
営業外費用		
支払利息	4,176	
社債発行費	478	
為替差損	480	
貸倒引当金繰入額	1,696	
支払手数料	1,668	
その他	10	8,508
経常利益		44,871
特別利益		
関係会社株式売却益	27,642	
関係会社事業損失引当金戻入益	13,604	
その他	166	41,412
特別損失		
関係会社株式評価損	21,449	
貸倒損失	4,299	
貸倒引当金繰入額	17,405	
その他	1,611	44,764
税引前当期純利益		41,519
法人税、住民税及び事業税	△1,628	
法人税等調整額	6,453	4,825
当期純利益		36,694

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

S B Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本繁彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田達

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S B Iホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定に従って、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、S B Iホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通常の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

S B I ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	繁	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田		達

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S B I ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月28日

SBIホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井 厚 司 ㊞

常勤社外監査役 市川 亨 ㊞

監査役 多田 稔 ㊞

社外監査役 関 口 泰 央 ㊞

以上

株主総会継続会会場ご案内図

会場

泉ガーデンタワー22階 当社会議室

東京都港区六本木一丁目6番1号

交通

■南北線 六本木一丁目駅 直結

中央改札を出ると右手にエントランスがございます。



なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

SBIホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.sbigroup.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

2022年7月19日

株主各位

第24期定時株主総会継続会開催ご通知に際しての
インターネット開示情報

SBIホールディングス株式会社

目 次

事業報告の「新株予約権等の状況」	1 ページ
事業報告の「会計監査人の状況」	2 ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制」	3 ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」	7 ページ
連結計算書類の「連結持分変動計算書」	10 ページ
連結計算書類の「連結注記表」	12 ページ
計算書類の「株主資本等変動計算書」	31 ページ
計算書類の「個別注記表」	32 ページ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>) に掲載することにより株主の皆様にご提供させていただきます。

事業報告の「新株予約権等の状況」（2022年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	2017年第2回新株予約権 (2017年9月1日)	100個	普通株式 10,000株	1,563円	2019年7月29日から 2024年9月30日まで	1名

(注) 上記の取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

事業報告の「会計監査人の状況」

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

615百万円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,877百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度の監査実績の評価を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、監査予定時間及び報酬見積りの算定根拠の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当事業年度末における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図ると共に、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役及び取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ④ 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載または記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役または監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めると共に、リスク管理部門を設置する。
- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を掌管する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- ③ 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うと共に、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「SBIグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグループ役職員等」という）から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要且つ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- ② 当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告したSBIグループ役職員または子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ③ 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、SBIグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共に、SBIグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役及び取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- ⑤ 取締役は、SBIグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 当社は、SBIグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、SBIグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と共に協議するほか、SBIグループ

プ子会社のリスクを自ら収集・分析し、当該子会社等との協議（「リスク点検会議」）を実施し、リスクの発生を未然に防ぐものとする。リスク点検会議は、当該子会社のリスク管理上の課題を明らかにした上で、定期的にこれらを改善するための計画・評価・改善の工程を支援するものとし、その結果は当社取締役会に報告するものとする。

- ⑦ 当社は、SBIグループ役員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、SBIグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、SBIグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりSBIグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 経営に関する重要な事項
- c. 内部監査に関連する重要な事項
- d. 重大な法令・定款違反
- e. その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、SBIグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、SBIグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急または臨時的監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払または償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うと共に、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

S B I グループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言すると共に、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、S B I グループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

(注)2021年12月21日開催の取締役会の決議に基づき内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。主な改定内容は次のとおりです。

- ・「(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の⑥に、「リスク点検会議」の運営に関する事項を追加。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の第一に「正しい倫理的価値観を持つ」を掲げ、法令遵守及び倫理的価値観が大前提であることを明示し、役職員に徹底させております。また、定時取締役会を12回開催し、取締役間の意思疎通を図ると共に代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。さらに、コンプライアンス担当役員を定めると共にコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス上の課題や問題把握に努めております。また、内部監査部門を設置し、内部管理の適切性を評価し、個別の監査終了後、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。そのほか、役職員が直接通報を行うための内部通報制度を整備、運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録、保存しており、取締役及び監査役は必要に応じこれを開覧することができるようになっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当役員を定めると共にリスク管理部門を設置し、適切なリスク管理に努めております。また、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理担当役員を本部長とする対策本部を設置するなどの体制を整備、運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務分掌及び職務権限に関する規程を定め、取締役間の職務分担を明確にすると共に、意思決定のための情報システムを整備、運用しております。また、取締役会において問題解決を行うと共にそのノウハウを周知徹底しており、全社的な業務の効率化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるコンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、当社は、内部通報規程を定め、内部通報制度を運用しております。内部通報制度は、当企業グループの役職員を対象としており、通報状況及びその内容については監査役に報告しております。通報者のほか、職務執行に係る事項について監査役に報告した当企業グループの役職員に対して解雇その他いかなる不利な取扱いを行うことはありません。さらに、SBIグループ・コンプライアンス連絡会を2回開催し、企業集団におけるコンプライアンス上の課題や問題の把握及び情報交換を行っております。このほか、内部監査部門は内部監査年間計画を策定し、これに従って当企業グループに属する会社の監査を実施し、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。取締役は、監査役との面談等を通じ、必要な事項を監査役に報告しており、重要な報告書は監査役も閲覧

できるようになっております。そのほか、リスク管理プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるリスクの状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。また、SBIグループ子会社のリスクを自ら収集・分析し、当該子会社等との協議（「リスク点検会議」）を実施し、その結果を取締役会に報告しております。当社は、コンプライアンス統括部門や内部監査部門を通じ、子会社等に対して取締役間の職務分担を明確にするよう指導しているほか、必要に応じて意思決定のための情報システムを提供しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、内部監査部門の従業員を監査役の職務を補助する使用人として指名し、その補助業務を行わせており、その人事評価等については監査役の意見を尊重しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、役職員との会合を通じて、必要な事項について報告を受けております。また、監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるような環境の整備を行っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役及び各部署長と定期的に会合を実施し、意見交換を行っております。また、重要な子会社の監査役を対象とした監査役連絡会を定期的に開催し、当企業グループ各社の監査役との相互連携を図っております。監査役の職務執行について生ずる費用については適切に費用処理しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第24条の4の4の規定に基づく内部統制報告書を提出しており、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を適切に行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当企業グループは、反社会的勢力に対する基本方針を定めコーポレートサイトに掲載する等、社内外に対して反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。また、反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置すると共に、SBIグループ・コンプライアンス連絡会等を通じて、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図っております。さらにマニュアル等にも反社会的勢力に対する基本方針に従った内容を記載し、イントラネットに掲載するなどしてその周知徹底を図っております。

(注)2021年12月21日開催の取締役会の決議に基づき内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた

後のものです。主な改定内容は次のとおりです。

- ・ 「(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に、「リスク点検会議」の運用状況に関する事項を追加。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
当 期 首 残 高	98,711	147,753	△40	18,197
当 期 利 益	—	—	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	23,226
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	23,226
新 株 の 発 行	601	482	—	—
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△23	—
自 己 株 式 の 処 分	—	0	1	—
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	—	682	—	—
支 配 喪 失 を 伴 わ な い 子 会 社 に 対 す る 所 有 者 持 分 の 変 動	—	2,473	—	—
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	—	—	—	1,442
当 期 末 残 高	99,312	151,390	△62	42,865

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当 期 首 残 高	297,495	562,116	154,979	717,095
当 期 利 益	366,854	366,854	△11,130	355,724
そ の 他 の 包 括 利 益	—	23,226	1,870	25,096
当 期 包 括 利 益 合 計	366,854	390,080	△9,260	380,820
新 株 の 発 行	—	1,083	—	1,083
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	496,303	496,303
剰 余 金 の 配 当	△31,809	△31,809	△15,001	△46,810
自 己 株 式 の 取 得	—	△23	—	△23
自 己 株 式 の 処 分	—	1	—	1
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	—	682	△731	△49
支 配 喪 失 を 伴 わ ない 子 会 社 に 対 す る 所 有 者 持 分 の 変 動	—	2,473	32,365	34,838
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	△1,442	—	—	—
当 期 末 残 高	631,098	924,603	658,655	1,583,258

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、当企業グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は493社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 1 当企業グループの現況 6. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数62社であり、主要な持分法適用会社は、住信SBIネット銀行㈱であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 金融資産の分類及び測定

当企業グループが保有する金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分に当初認識時に分類されます。

・償却原価で測定される金融資産

・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産（以下、FVTOCIで測定する負債性金融資産）

・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産（以下、FVTOCIで測定する資本性金融資産）

・純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLで測定する金融資産）

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は実効金利法を用いて算定し、損失評価引当金調整後の償却原価で事後測定されます。

(FVTOCIで測定する負債性金融資産)

金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は公正価値で測定され、公正価値と損失評価引当金調整後の償却原価の差額の変動はその他の包括利益に計上されます。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去にその他の包括利益で認識した累計額を純損益として振り替えております。

(FVTOCIで測定する資本性金融資産)

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択を行う場合があります。当該金融資産は公正価値で測定し、その事後的な変動はその他の包括利益に計上されます。なお、当該金融資産から生じる配当金については純損益で認識し、投資の認識を中止した場合又は公正

価値が著しく下落した場合は、その他の包括利益で認識した累計額をその他の資本構成要素から利益剰余金へ振り替えております。

(FVTPLで測定する金融資産)

償却原価で測定されるもの及びFVTOCIで測定するもの以外の金融資産は、公正価値で測定され、純損益において公正価値の変動が認識されます。

(b)金融資産の減損

当企業グループは、FVTPLで測定する金融資産及びFVTOCIで測定する資本性金融資産以外の金融資産について、報告期間末に予想信用損失を見積もり、損失評価引当金の計上を行っております。金融資産の当初認識以降に当該金融商品の信用リスクが著しく増大したと判定される場合には全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当初認識以降の信用リスクが著しく増大していないと判定される場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を過去の信用損失の実績等に基づき、簡便的に測定しております。

② 非金融資産の評価基準及び評価方法

・有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。

・投資不動産（使用権資産を除く）

投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

・無形資産（のれん及び使用権資産を除く）

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

・非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

③ リース取引

・リース（借手）

当企業グループは、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。リース取引における使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定しております。なお、リース期間が12ヶ月以内のリース又は少額であるリースのいずれかである場合、使用権資産を認識せず、リース期間にわたり費用として認識しております。

・リース（貸手）

ファイナンス・リース債権は、貸手の受取リース料と無保証残存価値の合計額をリースの計算利子率で割り引いた正味リース投資未回収総額で、リース開始日に当初認識しております。ファイナンス・リース取引から生じる収益は、リース期間にわたりリース投資未回収額を配分して収益を認識しております。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースに分類し、受取リース料をリー

ス期間にわたり均等に収益として認識しております。

(2) 重要な固定資産の償却方法

・有形固定資産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出してしております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数に基づき、定額法によって純損益で認識しております。使用権資産は、リース開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に償却しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
器具及び備品	2～20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

・無形資産（のれんを除く）

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
顧客との関係	6～21年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

・投資不動産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出してしております。減価償却は、投資不動産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
----	--------

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識されます。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積もり可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

・投資ポートフォリオに係る金融収益

FVTPLで測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。認識の中止（売却）による純損益は、受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

・顧客との契約から生じる収益

当企業グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

- ステップ 2：契約における履行義務を識別する
- ステップ 3：取引価格を算定する
- ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ 5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

・法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積もりで測定されます。

(5) 従業員給付

確定給付債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。数理計算上の差異及び制度資産の利息収益を除く公正価値の変動額は、その他の包括利益で認識し、発生時にその他の資本構成要素から利益剰余金へ振り替えております。連結財政状態計算書上、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した純額を負債または資産として認識しております。また算定の結果、当企業グループに積立超過として資産が生じる可能性がある場合、制度からの現金の返還又は制度に対する将来掛金の減額で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限として資産を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 保険契約に関する会計処理

保険契約及び再保険契約に関しては、保険業法及び保険業法施行規則その他本邦における実務慣行を基礎に、IFRS第4号「保険契約」の各種要件を踏まえて当企業グループの会計方針を決定し、適用しております。なお、負債十分性テストに関しては、契約上のすべてのキャッシュ・フロー、保険金請求処理費用といった関連キャッシュ・フロー等の期末日現在の見積もりを考慮し実施しております。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を純損益として認識することとしております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

・外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

・在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（在外営業活動体）の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。

③ 純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債

契約が1つ以上の組込デリバティブを含んでいて、主契約が金融負債である混合契約の場合、又は純損益を通じて公正価値で測定すると指定することによりその指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが除去又は大幅に低減される場合には、当初認識時に、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることがあります（以下、FVTPLで測定すると指定した金

融負債)。当該金融負債の公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する金額はその他の包括利益で認識し、当該負債の公正価値の変動の残りの金額を純損益に認識しております。

表示方法の変更に関する注記

「会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第27号 2020年3月31日）の施行に伴い、当連結会計年度から金融商品に関する注記に「3. 金融商品の分類及び公正価値」、「4. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類」及び「5. レベル3に分類される資産及び負債」を記載しております。

「会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第45号 2020年8月12日）の施行に伴い、当連結会計年度から「収益認識に関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積りを見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

連結計算書類に重要な影響を与える会計上の見積り及び判断に関する情報は以下のとおりであります。

・営業投資有価証券の公正価値の測定

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (a) 金融資産の分類及び測定」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業投資有価証券の残高は、607,802百万円であります。

・営業債権及びその他の債権に係る公正価値及び減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (b) 金融資産の減損」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権の残高は、8,399,588百万円であります。

・無形資産の減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ② 非金融資産の評価基準及び評価方法 非金融資産の減損」に記載しております。連結財政状態計算書において無形資産の残高は、293,086百万円であります。

・保険契約負債

生命保険事業においては、当初認識時の前提条件を用いて保険契約から生じる全てのキャッシュ・フローの現在価値を見積り、保険契約負債を計上しております。

前提条件には、割引率（金利）、死亡率、罹病率、更新率、事業費及びコミッション等が含まれます。死亡率、罹病率、事業費及びコミッションの増加が予想される場合には、将来キャッシュ・アウトフローの増加を通じて、将来の純損益及び資本が減少することが想定されます。負債十分性テストにおいて当初認識時の前提条件に基づく保険契約負債では積立額が十分ではないと見込まれる場合には、期末の保険契約負債の積み増しにより当該期間でその影響を認識することが必要となる可能性があります。連結財政状態計算書において保険契約負債の残高は、155,216百万円であります。

・繰延税金資産の回収可能性

未使用の税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得

される可能性が高いもの限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなかった部分について減額しております。連結財政状態計算書において繰延税金資産の残高は、17,888百万円であります。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う経済や企業活動への影響は依然として継続しており、将来の不確実性は高い状況であります。当企業グループでは翌連結会計年度以降も経済や企業活動などへの影響が継続するとの仮定の下、見積もりを実施しておりますが、当企業グループの業績に与える重要な影響はありません。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	9,366百万円
営業債権及びその他の債権	1,055,714百万円
その他の投資有価証券	281,443百万円
(内、担保差入金融商品)注	247,299百万円
投資不動産	30,123百万円
有形固定資産	3,219百万円
その他の資産	43,366百万円
計	1,423,231百万円

(注) 譲受人が売却又は再担保可能な担保であります。

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金	856,097百万円
顧客預金	1,218百万円
その他の金融負債	247,098百万円
その他の負債	13百万円
計	1,104,426百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

48,916百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式

245, 220, 890株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年4月28日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	24,462百万円
・1株当たり配当額	100円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月9日

2021年10月28日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	7,346百万円
・1株当たり配当額	30円
・基準日	2021年9月30日
・効力発生日	2021年12月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日の取締役会決議予定の配当に関する事項

・配当金の総額	29,424百万円
・1株当たり配当額	120円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1,424,500株
転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権	普通株式	38,816,665株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、投資事業、ファンド運営事業、証券事業、銀行事業、貸付事業、保険事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引、及び顧客預金の受入等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、株価指数先物取引、証拠金取引等であります。為替予約取引及び金利スワップ取引については、ヘッジ目的の取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であり、取引の規模について上限を設けております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債のうち、市場価格のある有価証券やデリバティブの公正価値は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により見積もっております。市場価格のない有価証券やデリバティブの公正価値は、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を用いて見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっております。非上場株式、市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権については、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較法、収益、利益性、純資産及び独立した第三者間取引による直近の取引価格に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。債券等については、売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

その他の金融資産、その他の金融負債

その他の金融資産及びその他の金融負債のうち、デリバティブ取引の公正価値については、取引所の価格、割引現在価値又はオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。なお、短期間

で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債及び借入金、営業債務及びその他の債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に実行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

3. 金融商品の分類及び公正価値

金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

	帳簿価額				合計	公正価値
	FVTPLで 測定する 金融資産	FVTOCIで 測定する 資本性 金融資産	FVTOCIで 測定する 負債性 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産		
	百万円	百万円	百万円	百万円		
営業債権及びその他の債権	514,543	—	—	7,885,045	8,399,588	8,406,373
証券業関連資産	159,621	—	—	3,747,696	3,907,317	3,907,317
その他の金融資産	203,091	—	—	268,516	471,607	471,637
営業投資有価証券	607,802	—	—	—	607,802	607,802
その他の投資有価証券	449,213	29,472	358,891	239,204	1,076,780	1,076,422
合計	1,934,270	29,472	358,891	12,140,461	14,463,094	14,469,551

金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

	帳簿価額			合計	公正価値
	FVTPLで 測定する 金融負債	FVTPLで 測定すると 指定した 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債		
	百万円	百万円	百万円		
社債及び借入金	—	53,369	3,311,491	3,364,860	3,361,799
営業債務及びその他の債務	21,277	—	466,569	487,846	487,846
証券業関連負債	71,523	—	3,604,809	3,676,332	3,676,332
顧客預金	—	263,193	7,410,131	7,673,324	7,670,575
その他の金融負債	255,788	—	282,724	538,512	538,512
合計	348,588	316,562	15,075,724	15,740,874	15,735,064

4. 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

資産及び負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	—	17,188	497,355	514,543
証券業関連資産	49,138	99,609	10,874	159,621
その他の金融資産	52	192,233	10,806	203,091
営業投資有価証券及びその他の投資有価証券				
FVTPLで測定する金融資産	142,124	66,876	848,015	1,057,015
FVTOCIで測定する資本性金融資産	26,757	160	2,555	29,472
FVTOCIで測定する負債性金融資産	128,667	156,899	73,325	358,891
合計	346,738	532,965	1,442,930	2,322,633
社債及び借入金	—	—	53,369	53,369
営業債務及びその他の債務	—	—	21,277	21,277
証券業関連負債	33,574	34,280	3,669	71,523
顧客預金	—	124,700	138,493	263,193
その他の金融負債	52	239,784	15,952	255,788
合計	33,626	398,764	232,760	665,150

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない資産及び負債

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	—	4,701,820	3,190,010	7,891,830
証券業関連資産	—	3,747,696	—	3,747,696
その他の金融資産	—	252,203	16,343	268,546
営業投資有価証券及びその他の投資有価証券	110,614	48,360	79,872	238,846
合計	110,614	8,750,079	3,286,225	12,146,918
社債及び借入金	—	2,175,015	1,133,415	3,308,430
営業債務及びその他の債務	—	466,569	—	466,569
証券業関連負債	—	3,604,809	—	3,604,809
顧客預金	—	6,439,212	968,170	7,407,382
その他の金融負債	—	282,724	—	282,724
合計	—	12,968,329	2,101,585	15,069,914

5. レベル3に分類される資産及び負債

レベル3に分類される資産及び負債については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、経理・財務担当執行役員及び経理財務部門責任者によりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される資産及び負債について、経常的及び非経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

	評価技法	観察可能でない インプット		範囲
営業債権及びその他の債権	インカムアプローチ	割引率	0.7%	～ 16.9%
		回収率	0.0%	～ 100.0%
		金利間相関係数	29.0%	～ 85.0%
		金利為替間相関係数	8.0%	～ 38.0%
その他の金融資産	インカムアプローチ	期限前償還率		13.0%
		倒産確率		0.7%
		回収率	30.0%	～ 74.0%
		割引率	0.9%	～ 19.3%
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	インカムアプローチ 及び	株価収益率	16.3倍	～ 45.2倍
		EBITDA倍率	25.0倍	～ 40.0倍
		非流動性ディスカウント	10.0%	～ 20.0%
	マーケットアプローチ	期限前償還率	0.0%	～ 24.3%
		倒産確率	0.0%	～ 2.4%
		回収率	0.0%	～ 100.0%
社債及び借入金	インカムアプローチ	割引率	0.0%	～ 0.3%
営業債務及びその他の債務	インカムアプローチ	割引率		1.0%
顧客預金	インカムアプローチ	割引率	0.0%	～ 0.3%
その他の金融負債	インカムアプローチ	金利間相関係数	29.0%	～ 85.0%
		金利為替間相関係数	8.0%	～ 38.0%
		回収率	35.0%	～ 74.0%

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される資産及び負債の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）し、回収率の上昇（下落）により増加（減少）し、相関係数の変動により原資産の性質に応じて増加（減少）し、期限前償還率の上昇（下落）により減少（増加）し、倒産確率の上昇（下落）により減少（増加）し、株価収益率の上昇（下落）により増加（減少）し、EBITDA倍率の上昇（下落）により増加（減少）し、非流動性ディスカウントの上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル3に分類される資産及び負債について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておりません。

レベル3に分類される資産及び負債の増減は次のとおりであります。

	資産						
	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券			合計	営業債権 及び その他の 債権	証券業 関連資産	その他の 金融資産
	FVTPLで 測定する 金融資産	FVTOCIで 測定する 資本性 金融資産	FVTOCIで 測定する 負債性 金融資産				
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
2021年4月1日残高	444,115	739	294	445,148	—	11,887	—
企業結合による取得	246,873	1,956	72,603	321,432	473,014	—	23,437
購入及び発行	130,195	7	4,487	134,689	39,268	—	—
当期包括利益							
当期利益(注)1	110,421	—	4,607	115,028	4,153	1,886	△11,914
その他の包括利益	—	△161	△432	△593	—	—	—
分配等	△11,295	—	—	△11,295	—	—	—
売却及び償還等	△76,048	—	△8,234	△84,282	—	△2,500	—
決済等	—	—	—	—	△19,080	1,309	△717
在外営業活動体の換算差額	9,198	14	—	9,212	—	—	—
その他(注)2	126	—	—	126	—	—	—
レベル3からの振替(注)3	△5,570	—	—	△5,570	—	△1,708	—
2022年3月31日残高	848,015	2,555	73,325	923,895	497,355	10,874	10,806

	負債				
	社債 及び 借入金	営業債務 及び その他の 債務	証券業 関連負債	顧客預金	その他の 金融負債
2021年4月1日残高	—	20,696	1,861	—	—
企業結合による取得	54,922	—	—	142,719	10,022
購入及び発行	—	1,785	—	500	—
当期包括利益					
当期利益(注)1	△1,558	128	1,476	△4,791	5,956
その他の包括利益	5	—	—	65	—
決済等	—	△1,646	332	—	△26
在外営業活動体の換算差額	—	314	—	—	—
2022年3月31日残高	53,369	21,277	3,669	138,493	15,952

- (注) 1. 当期利益として認識された利得又は損失は、連結損益計算書の「収益」に含まれております。なお、当該利得又は損失のうち、当期末に保有するFVTPLで測定する資産及び負債に起因するものは、74,209百万円の利得であります。
2. 連結範囲の変動等によるものであります。
3. 公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結財政状態計算書計上額	時価
34,868百万円	38,000百万円

- (注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、賃貸等不動産の所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による不動産鑑定評価に基づいております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	3,770円84銭
基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	1,498円55銭

収益認識に関する注記

収益の内訳は次のとおりであります。

	当期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	百万円
収益	
金融収益	
受取利息	
償却原価で測定される金融資産（注）1	208,079
FVTOCIで測定する負債性金融資産（注）2	1,340
FVTPLで測定する金融資産から生じる収益	173,744
FVTPLで測定すると指定した金融負債から生じる収益	5,475
その他	8,331
金融収益合計	396,969
保険契約から生じる収益	112,630
顧客との契約から生じる収益	
役務の提供による収益	130,403
物品の販売による収益	37,939
その他	85,677
収益合計	763,618

(注) 1. 主に、銀行業及び証券業における貸付金及び銀行業において保有する債券から生じる受取利息であります。

2. 主に、銀行業及び保険業において保有する債券から生じる受取利息であります。

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益の内訳は次のとおりであります。なお、役務の提供による収益は主に証券業における委託手数料が含まれております。委託手数料は、当企業グループが主たる当事者ではなく代理人として行う取引に関するものであり、サービスの提供完了時点において履行義務が充足され、その時点で収益を認識しております。物品の販売による収益は、主に航空機、医薬品、健康食品及び化粧品等の販売が含まれております。当該物品の販売による収益は、個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

	金融サービ ス事業	アセットマ ネジメント 事業	バイオ・ヘ ルスケア& メディカル インフォマ ティクス事 業	計	その他	消去又は全 社	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
顧客との契約から生じる収益							
役務の提供による収益	114,400	15,679	783	130,862	2,683	△3,142	130,403
物品の販売による収益	1,076	26,835	6,782	34,693	3,621	△375	37,939
合計	115,476	42,514	7,565	165,555	6,304	△3,517	168,342

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は次のとおりであります。

	当期首 (2021年4月1日)	当期末 (2022年3月31日)
	百万円	百万円
顧客との契約から生じた債権	8,770	10,385
契約負債	16,543	5,876

契約負債は主に、工事契約から生じた前受金及び当企業グループが提供するポイントプログラムのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,353百万円であります。なお、当期首から当期末にかけての契約負債の減少は主に工事契約の解約から生じたものであります。

企業結合に関する注記

当企業グループは、法人業務及び個人業務を通じて、顧客へ幅広い金融商品・サービスを提供する株式会社新生銀行との事業上の提携を構築・強化することを目的として株式の公開買付けを実施した結果、2021年12月17日に当企業グループが有する議決権比率が47.77%となったことから、子会社化しました。

上記企業結合に係る取得日における支払対価、取得した資産及び負債の公正価値並びに、負ののれん発生益は以下のとおりであります。なお、当企業結合については、主に貸付金、非上場株式、顧客預金について情報の整理・分析などに時間を要するため、取得した識別可能な資産、引き受けた負債、非支配持分及び負ののれん発生益の当初の会計処理が完了していないことから、現時点で入手し得る情報に基づいて暫定的な金額で測定しております。

支配獲得日

(2021年12月17日)

	百万円
支払対価の公正価値	113,844
既保有持分の公正価値	85,391
合計	199,235
現金及び現金同等物	1,853,202
営業債権及びその他の債権	6,737,569
その他の金融資産	360,160
その他の投資有価証券	1,087,389
持分法で会計処理されている投資	8,862
有形固定資産	85,914
無形資産	49,653
その他の資産	55,269
繰延税金資産	22,483
資産合計	10,260,501
社債及び借入金	1,807,967
営業債務及びその他の債務	274,184
顧客預金	6,402,181
未払法人所得税	4,825
その他の金融負債	698,238
その他の負債	84,546
繰延税金負債	15,655
負債合計	9,287,596
純資産	972,905
非支配持分	△509,916
負ののれん発生益	△263,754
合計	199,235

本企業結合における支払対価は現金であります。

営業債権及びその他の債権には、主に貸付金（公正価値5,608,309百万円、契約上の未収金額5,645,462百万円）及びリース債権（公正価値166,011百万円、契約上の未収金額166,011百万円）を含みます。回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローの取得日現在の最善の見積は112,553百万円です。

企業結合に伴い既保有持分を公正価値で再測定した結果、連結損益計算書の「収益」に23,292百万円の利益を計上しております。

非支配持分は、識別可能純資産に非支配持分割合を乗じて測定しております。

負ののれん発生益は、取得日において株式時価総額が純資産価額を下回る水準であったことなどを要因として発生いたしました。また、本企業結合に係る取得関連費用1,062百万円を、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

当期の連結損益計算書において認識された、株式会社新生銀行の取得日から当期末までの当期損失は56,421百万円であります。これは主に、貸付金に対する予想信用損失を認識したことによるものであります。

重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年6月23日付の取締役会において、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」）、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」）と株式会社SBI証券（以下「SBI証券」）との間で包括的な資本業務提携に関する基本合意書（以下「2022年基本合意」）を締結すること及びSMFGを割当予定先として第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」）を行う株式引受契約書を締結することを決議し、同日に2022年基本合意及び株式引受契約書を締結しました。

（1）業務提携の内容

当社及びSMFGは、2022年基本合意に基づき、個人向けデジタル金融サービスにおける業務提携を行います。その主な内容は以下のとおりです。

- (i) SMBCグループのデジタルチャネルでのオンライン証券関連サービスにおけるSBI証券のメイン化
- (ii) 当社グループの決済・カードビジネスにおける三井住友カードの優先パートナーとしての取扱い
- (iii) 当社グループでのVポイントのメインポイント化

（注）Vポイントとは、三井住友カードが管理・運営する共通ポイントです。当該ポイントは、三井住友カードのカード利用や三井住友銀行との取引等で貯まり、全世界のVisa加盟店で1ポイント1円として使える利便性の高いポイント・プログラムです。

(2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、SMFGに対して、当社の普通株式27,000,000株（当社の発行済株式数の11.01%（小数点以下第3位を四捨五入））を割り当てます。

第三者割当増資の概要は以下の通りです。

① 払込日	2022年7月11日（予定）
② 発行新株式数	普通株式 27,000,000株
③ 発行価額	1株につき金2,950円
④ 発行価額総額	79,650,000,000円
⑤ 資本組入額	1株につき金1,475円
⑥ 資本組入総額	39,825,000,000円
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法
⑧ 割当予定先	SMFG 27,000,000株
⑨ 資金使途	社債及び借入金の返済

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	98,711	143,823	97,017	240,840	32,593	32,593	△40	372,104	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	601	601		601				1,202	
剰余金の配当					△31,809	△31,809		△31,809	
当 期 純 利 益					36,694	36,694		36,694	
自己株式の取得							△23	△23	
自己株式の処分			0	0			1	1	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	601	601	0	601	4,885	4,885	△22	6,065	
当 期 末 残 高	99,312	144,424	97,017	241,441	37,478	37,478	△62	378,169	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	19,003	19,003	1,378	392,485
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,202
剰余金の配当				△31,809
当 期 純 利 益				36,694
自己株式の取得				△23
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△11,875	△11,875	563	△11,312
当 期 変 動 額 合 計	△11,875	△11,875	563	△5,247
当 期 末 残 高	7,128	7,128	1,941	387,238

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券(固定資産)として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券(流動資産)として計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～18年、構築物50年、器具備品3～20年、車両運搬具6年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、受取配当金、顧客との契約から生じる収益等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

(4) 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、主に運営サイトにおいて、金融サービス等の各種サービスを提供する事業者からの手数料収入を得ております。当該収入は、運営サイトに事業者の商品情報等を掲載し、運営サイト閲覧者が見積りを申し込んだ時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

会計上の見積りに関する注記

市場価格のない子会社株式の評価

当社は、持株会社として多額の子会社株式を保有しており、関係会社株式900,962百万円のうち、市場価格のない子会社株式が821,958百万円含まれております。市場価格のない子会社株式は、期末における実質価額が取得原価に比して50%程度以上低下した場合に評価損を計上しております。実質価額の算定は、各社の財務数値及び事業計画に基づき実施しており、当事業年度において関係会社株式評価損21,449百万円のうち、市場価格のない子会社株式の評価損が11,198百万円含まれております。

なお、実質価額の算定に事業計画を用いる場合など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する仮定については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容で見積っております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,549百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| (1) 関係会社の社債及び借入金に対する保証額 | 18,190百万円 |
| (2) その他 | |

当社の連結子会社であるSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

また、当社の連結子会社である株式会社SBI証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してSBIリクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社SBI証券がSBIリクイディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務の額に0.7の割合を乗じて得た額を上限として当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末における未決済の債務残高は512百万円であります。

- | | |
|----------------------|------------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 214,619百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 3,101百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 5,334百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 9,837百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| 関係会社との取引高 | |
| (1) 売上高 | 40,913百万円 |
| (2) 仕入高 | 1,288百万円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 101,385百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 22,486株 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損等及び貸倒引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、譲渡損益の繰延及びその他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(注)1	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	SBIファイナンシャルサービシーズ㈱	所有100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	34,015	短期貸付金	10,881
				資金の借入(注)2	25,000	短期借入金	-
				現物配当	22,500	-	-
				関係会社株式の売却(注)3 売却代金 売却損	12,678 1,500	- -	- -
子会社	㈱SBI証券	所有100%(100%)	役員の兼任	資金の借入(注)2	70,000	短期借入金	-
子会社	SBIキャピタルマネジメント㈱	所有100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	17,007	短期貸付金	4,367
				増資の引受	25,000	子会社株式	73,148
				資金の借入(注)2	16,000	短期借入金	-
				現物配当	10,500	-	-
子会社	SBI地銀ホールディングス㈱	所有100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	85,210	短期貸付金	85,210
				増資の引受	120,400	子会社株式	128,702
				関係会社株式の売却(注)4 売却代金 売却益	90,860 27,431	- -	- -
子会社	SBI VENTURES TWO㈱	所有100%(100%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	36,550	短期貸付金	14,400
子会社	SBI ALPharma Co., Limited	所有97%(97%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	48,743	短期貸付金	15,941
子会社	SBI Crypto㈱	所有100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	19,030	短期貸付金	7,940
子会社	SBI Mining Chip㈱	所有100%(4%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	15,088	短期貸付金	7,417
子会社	SBI エナジー㈱	所有100%	なし	資金の貸付(注)2、5	35,411	短期貸付金	12,821
子会社	SBI LA㈱	所有100%	なし	資金の貸付(注)2、6	14,753	短期貸付金	6,244
子会社	Quark Pharmaceuticals, Inc. (注)7	なし	なし	資金の貸付(注)2	18,515	短期貸付金	-
				債権放棄(注)8	17,642	-	-

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
 3. 関係会社株式の売却価格は、独立した第三者による株価算定書を勘案して決定しております。

4. 関係会社株式の売却価格は、取引時点における市場価格に基づき決定しております。
5. SBI エナジー㈱への短期貸付金に対し、11,064百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において9,164百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. SBI LA㈱への短期貸付金に対し、5,814百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において5,214百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. Quark Pharmaceuticals, Inc. は、2022年2月10日付で全株式を譲渡したことに伴い子会社ではなくなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を記載しております。
8. 全株式を譲渡した際に行った債権放棄となります。これに伴い同社に対する貸倒引当金を取り崩し、債権放棄額との差額を特別損失に計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,571円37銭
1 株当たり当期純利益	149円89銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	127円18銭

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。